

特定健診を もっとよく知るための

Q & A

問い合わせ先

住民生活課

☎73-1415

Q 特定健診はだれが受けるの？

A 特定健診は、40歳以上75歳未満の国民健康保険や被用者保険（健康保険組合や共済組合など）の被保険者と被扶養者の全員が対象です。

これまで健診を受けられていなかった被扶養者（家族）の人も受けることになりました。

Q 今までの健診と変わった点は？

A 実施主体が市町村ではなく、医療保険者となり義務付けられました。以前までの市区町村が行っていた健診としてではなく、国保や健保組合などの医療保険者が実施する特定健診として受診します。

また、特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方を対象として、必要に応じて特定保健指導が行われます。

Q 世帯主が会社員の扶養家族は、今までどおり地元で健診を受けられるの？

A 今までどおり地元の地区健診、医療機関で受診出来ませんが、世帯主が加入している医療保険者の発行した受診券が必要です。健診場所などの詳細は、平成22年度岩美町健診計画表をご覧ください。

Q 健診結果などプライバシーは守られますか？

A 医療保険者と健診を実施する医療機関は、個人情報保護法・個人情報保護規定に従い、データを厳重に保管することが義務付けられています。

国民健康保険からのお知らせ

先月までにすべての方（国保被保険者）へ特定健診の受診券をお届けしました。本年度より自己負担金が無料となっておりますのでぜひ受診してください。

また、都合が悪く地元の地区健診で受診出来なかった方も他の地区健診会場、または町内の医療機関で受診できます。

国民健康保険の

加入・脱退手続きは お済みですか？

問い合わせ先

住民生活課

☎73-1415

会社を退職したり、会社に就職し健康保険に加入したときは、国保の加入・脱退の手続きが必要です！

国保の加入内容に変更があれば、住民生活課へ届け出てください。

加入の届出が遅れると…

- ・ 以前加入されていた健康保険等の資格を失った日までさかのぼり、国保税もさかのぼって課税されます。
- ・ 医療機関で保険証を提示されなければ、医療費が全額自己負担となります。

脱退の届出が遅れると…

- ・ 国保税が賦課されたままになります。（脱退手続きをされた後に払いすぎた国保税は還付されます。）
- ・ 国保が支払った医療費負担額を返還していただく場合があります。

加入・脱退の手続きに必要なもの

国保に加入する場合…
健康保険等資格喪失証明書（健康保険等の資格を喪失した日、被扶養者が確認できるもの）
勤めていた会社でもらってください。

印鑑（認印）
本人確認できるもの（免許証、保険証など）
家族の方で既に国保に加入している方がいる場合は「国保保険証」
60歳以上65歳未満の方で厚生年金等を受給している場合は「年金証書」
国民年金に加入される場合は「年金手帳」

国保を脱退する場合…
新しく加入された保険の保険証（全員分）
国保保険証
印鑑（認印）